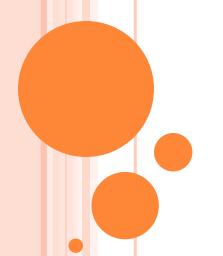
成年後見制度の概要と今後の方向性



弁護士法人龍馬 弁護士 小此木清

目 次

- 第1 成年後見制度
- 第2 基本理念
- 第3 成年後見人の職務
 - 1 財産管理
 - 2 身上監護
 - * 終末期
 - 3 家庭裁判所への報告義務
 - 4 代理権に対する制限
 - 5 後見制度支援信託
 - 6 死後事務
 - 7 監督義務者の責任
- 第4 任意後見
- 第5 事例(成年後見人の役割)
- 第6 市民後見
- 第7 地域包括ケアシステム



第1 成年後見制度

1. 「成年後見制度とは・・・」

精神上の障害により判断能力が不十分であるため、契約等の法律行為における意思決定が困難な者について,

後見人がその判断能力を補い、判断能力の不十分な者の生命、身体、自由、財産等の**権利を擁護**することを 目的とする制度。

※障害者権利条約12条が求める意思決定支援制度への移行からは、現行成年後見法は、代替意思決定制度であり、問題ありとされている。

障害者権利条約が求めている**意思決定支援** 制度と,成年後見制度との関係

- 条約が念頭に置いているのは、知的障害者であり、
- ○これに対し、成年後見制度は、認知症高齢者である。
- 意思決定支援制度は,事実行為・身上監護・知的障害者を念頭に置き,
- 成年後見制度は, 法律行為・財産管理・認知症高齢者 を念頭に置いている。

後見人とは

自己の財産を管理する能力が十分でない本人に代って、 その財産を管理する者である(民法859条1項) そのため、成年後見人には本人の財産管理に関する全 面的な代理権および取消権が与えられている。

保佐人とは

代理権付与審判によって付与された代理権(民876条の4第 1項) および同法13条1項所定の同意権・取消権、さらには 審判により追加的に定められた同意権・取消権の範囲内で、 財産管理に関する事務を行う(同法17条1項・4項)

補助人とは

審判によって特に定められた代理権(民876条の9 第1項)および同意権・取消権の範囲内で、財産 管理に関する事務を行う



- 判断能力が不十分である方が対象。
- cf. 任意後見制度(任意後見契約に関する法律) 本人が契約締結に必要な判断能力を有してい る間に、将来自己の判断能力が不十分になっ た場合に備える。

任意後見との関係では、法定後見は補充的である。

2. 成年後見の件数(平成25年)

データ名	数值
65歳以上の高齢者人口	約3200万人
総人口約1億2562万人に占める割合	25. 5%
認知症高齢者数	約462万人
後見•保佐•補助利用者数	16万6000 件

ドイツでは、総人口8200万人中、世話人利用者が120万人





第2 基本理念

- ① 自己決定権の尊重
- ② 現有能力の活用



③ ノーマライゼーション (障害のある人も、家庭や地域で通常の生活ができるような社会を作ること。)



本人意思尊重義務と身上配慮義務

成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない(法858条、876条の5、876条の10)。

- ※ 旧制度は、財産保護重視であったが、 身上配慮義務を新設。
- ※ 積極的権利擁護



第3 成年後見人の職務

成年後見人の職務は、

- 1 財産管理事務(民法859条I)
- 2 身上監護事務(民法858条)
- 3 家庭裁判所への報告義務(民法863条)
- 4 代理権に対する制限
- 5 後見制度支援信託
- 6 死後事務
- 7 監督義務者の責任

1. 財産管理

(1) 預貯金の管理

- 通帳記入をして入出金の状況を確認
- 振込等により必要な費用の支払い
- ・預貯金の払い戻し
- <新規口座を開設する場合>
 - 「A(本人名)成年後見人B(市民後見人名)」
 - ⇒肩書付き後見人名義で開設
 - ※収支の混同を避けるため

1. 財産管理

- (2) 日常的な生活費の管理
 - ・年金の管理
 - 各種費用、税金の自動引落手続
 - ・親族・施設との協議
- ※ 支出が問題となる事例
- ア、親族への貸し付け
- イ、親族への贈与・・・相続税対策のためという理由は、 成り立たない。
- ウ、親族に対する扶養・・・本人負担部分のみ、 本人財産からの支弁を認める。

Q. 取消権行使の際の留意点

- 被保佐人のAさんが、必要のない高額の宝石を購入していることがわかりました。売買契約を取り消そうと思いますが、どのような点に留意すればよいでしょうか。
 - (1)日常生活に関する行為で用いる程度の金額を超えている,必要のない高額の宝石購入行為は、「**重要な財産に関する権利の得喪**」行為として,保佐人が取り消しうる対象行為。
 - (2)保佐人の権限の範囲内で、取消権の行使が要請される。ただし、①本人の現有能力からすれば②本人意思を尊重すべき行為ではないかの点につき、検討すべき。
 - (3) Aさんの人生の歴史の中で、何よりにも増して当該宝石が手元にあることが、Aさんの生きる糧となりうると判断できる場合には、取消権の行使を差し控えるべき。

それゆえ,保佐人は,Aさんとの話し合いにより,Aさんの人生の物語を知り理解した上で,本件売買契約を取り消すか否かについて決断すべき。

「最善の利益」から「意思と選考の最善の解釈」へ

- 障害者権利条約が要請するのは、「本人の意思・選考 の尊重」であり、「最善の利益」の決定にとってかわらな ければならない。
- 本人の権利・意思・選考の尊重の中に、「危険を冒し、 間違いを犯す権利」も含まれるものとすると、本人による 財産の浪費・散逸を防止するために、本人の意向を無 視してまで成年後見制度を利用することはもはや許され ない。
- 人格的な生存を脅かすような自己決定に対しては、なお、客観的な「最善の利益」基準を妥当させるべき。



財産管理

- (3) 不動産の管理
 - 居住用不動産の処分には家庭裁判所の許可が必要(民法859条の3)
 - 「処分」は売却に限らず、賃貸借契約の締結・解除、抵当権の設定等を含む。
 - 施設等に入り、自宅が空き家になっている場合、適宜見回りに行く。

Q 株式の管理

- Aは, 脳梗塞で倒れ, 後見申立がなされ, 成年後見人B が選任された。Aは, 事業家であったので, 上場株式を 保有し, 信用取引もしていた。Bは, これら株式の管理を いかにすべきか?
- 民法859条 後見人は、被後見人の財産を管理し、その財産に関する法律行為について被後見人を代表し、また、被後見人の行為を目的とする債務を生ずる場合には、本人の同意を得ることが必要である。
- 財産管理とは、財産の保全、財産の性質を変じない範囲における利用・改良を目的とする一切の事実上及び法律上の行為をいう。その目的の範囲内において、処分行為をすることも、財産管理の中に包含する。
- ○したがって、値下がりの傾向にある株式などの売却は財産管理行為である。

本事案への一考察

- 上場株式について・・・成年後見人就任前から被後見 人が有していた株式に関しては、そのまま保有するか、 取引を終了するかは検討課題となります。
- ○信用取引について
- ○信用取引とは、「自分が持っている資金以上に株式投資を行うこと」であり、自分の資金や株式を担保にして、証券会社からお金を借りて投資することであり、安全確実な投資方法ではありません。後見人は、取引を終了させるべきでしょう。
- ○後見制度支援信託への資金移動

後見裁判所が,後見人Bに対して,資産保全の為, A保有の株式全部を売却し,その代価を信託せよと 命じた。Bは?

- 家庭裁判所は、被後見人の財産管理について、必要な処分を命ずることができる(民法863条2項)。即ち、財産管理に関する処分に関して監督上必要な一切の措置権を有する。
- ○ところで、後見人は、被後見人の財産管理に関する事務を行うに 当たって、被後見人の「意思を尊重」し、かつその「生活の状況に 配慮」しなければならない(858条)。
- では、判断能力を喪失した被後見人の意思を尊重するとは、漫然と本人の意思を受け入れることではなく、ただ、意思決定能力が備わっていなくともそれに関連して希望を述べたり、価値を選択することができることから、本人が意思能力喪失以前に表明していた意思や希望を尊重するなど本人の状況に合わせた対応が求められることを意味する。すなわち、後見事務は、「資産保全型管理から資産活用型管理への転換」が必要とされる。
- 本件において、Bは、本人Aの意思を尊重した対応が必要である。 裁判所に本人Aが資産を活用する事業を展開してきた意思を有していた旨伝え、個別具体的判断を求めてみたい。

投資方法の検討と選択 ドイツ世話法では?

- ドイツ民法1806条
- 世話人は、短期的な支出に備えるべき部分を除いて、樋沢人の資産を利息つきで投資しなければならない。
- ドイツ民法1811条
- 株式及び投資証券は、世話人による正規の投資方法に含まれない。但し、後見裁判所がこの投資方法の為に許可を与えることは可能である。
- 如何なる投資方法を選択するかは,総資産の状況並びに被世話人の希望によって左右される。高額の試算は短期投資,長期投資に分散されるべきであり,ほとんど利子の付かない預金等に回してしまうことは,場合によっては損害賠償義務を発生させる可能性もある。
- そして、当該投資の安全性及び採算性に世話人から見て疑問があり、かつ、被世話人がかつての自分の意思にもはや固執しない場合には投資方法の変更を考慮すべきであろう。

2. 身上監護

身上監護とは・・・

生活や療養看護に関する法律行為を行うもの。 現実の介護行為のような事実行為は、職務に含 まれない。

但し、施設への入所契約や各種福祉サービスの 利用契約締結だけでなく、そのサービスが適切 に提供されているか監視・見守りすることも職 務の範囲。

2. (1) 身上監護~職務範囲となる事務

- ① 介護・生活維持に関する事項
 - ・年金、生活保護、介護保険に関する手続
 - ・電気・ガス・水道等の契約締結、解除
 - ・日用品の購入
- ② 住居の確保に関する事項
- ③ 施設の入退所、処遇の監視、異議申立て等に関する事項
- ④ 医療に関する事項 *医療同意?
- ⑤ 教育・リハビリに関する事項

2. (2) 身上監護~職務範囲に含まれない事務

- ①現実の介護労働行為のような事実行為
- ②身体に対する強制を伴う事項 手術・入院・健康診断の受診の強制、施設への入所 の強制等
- ③一身専属的な事項 婚姻・離婚・認知・養子縁組・離縁・遺言など 臓器移植の同意等
- ※ 身元保証(身元引受)
- ※ 医療同意について



Q. 成年後見人等の職務に含まれないことは?

○ 認知症のあるAさんの成年後見人となった。

親族から、成年後見人なのだから、Aさんが病院に通うときには手伝ってほしいと言われました。Aさんは毎週1回通院していて、毎回手伝うのは大変。

手伝わないと成年後見人の仕事をしていないことになるのか。

- (1)成年後見人の職務は、Aさんの通院を手伝うことではない。後見人は、Aさんの生活の状況を配慮する義務があるが、その職務は、法律行為であり、事実行為ではない。
- (2)民法858条の「事務」が法律行為をいうとしても、それに付随する事実行為も後見人の職務に含まれる。本件における通院付添に関して言えば、それが必要かどうか、どのような付添が必要かなどにつき、本人の身体や精神の状況を確認、把握するという事実行為を経て判断すべき。
- (3)本件においては、後見人がAさんの病院通いを手伝うという場合の職務とは、介護タクシーとの契約や付添人契約をすること。

Q. 介護事故

- 有料老人ホームに入居している認知症の被後見人が、職員が早朝の見回りの際、ベッドから転落して痛がっている状態で発見し、救急車で病院に搬送され、左足大腿骨の骨折により入院となった。
- ホームからは、最近、ベッドから転落したり、転落しそうになったことが何度かあったが、怪我等もなかったので特に対応はしていなかったと説明を受けた。被後見人は認知症なので、ホームの説明に納得するしかないか。
- ◇ 介護サービス提供に付随する安全配慮義務違反
- ◇ 専門職としての注意義務
- ◇ アセスメント, モニタリング
- ◇ 自治体に対する事故報告の義務(介護保険法による各種人員設備運営基準参照)
- ◇ 施設賠償保険

Q. 医療同意代理決定権システムの欠如

- ① 現行法上の後見人の権限との関係 財産管理の内容 身上監護の内容
 - ← 現行法上に限界のあることの確認
- ② 被後見人等の自己決定権・医療を受ける権利を侵害しかねない。 医療同意権を持つ者の指名制度 対象となる医療行為の選別
- ③ 心理的負担 被後見人の生死に関わりたくない。
 - **↓** ↑

身上監護業務の充実

④ 医療同意の迅速性との関係

* 終末期の三類型 終末期~事態の進行速度による類型

急性型

一急性型

がん

慢性型

高齢者

認知症

植物状態

救急医療

日本救急医療ガイドライン

厚労省の ガイドライン

老年医学会のガイドライン

急性型

2014年提言案

- ~日本救急医学会、日本集中治療医学会、日本循環器学会~
- 提言案による延命治療中止の流れ

終末期の判断 **不可逆的な全脳機能不全**

- ・治療方法が無く、近いうちに死亡が予測

患者本人の意思確認

可能 書面による事前指示を含む

不可能 家族らの総意としての意思確認



治療中止

- ・人工呼吸器や人工心肺装置の取り外し
- 呼吸器の設定や昇圧薬の投与量の変更
- ・水分、栄養補給の減量または終了 ・・・など



治療継続

「救急・集中治療における終末期」

- 1)不可逆的な全脳機能不全であると十分な時間をかけて診断された場合
- 2)生命が人工的な装置に依存し、生命維持に必須な臓器の機能不全が不可逆的であり、移植などの代替手段もない場合
- 3) その時点で行われている治療に加えて、さらに行うべき治療方法がなく、現状の治療を継続しても近いうちに死亡することが予測される場合
- 4)回復不可能な疾病の末期、例えば悪性疾患の末期であることが、積極的治療の開始後に判明した場合

終末期と判断した後の対応

A.患者に意思確認が 可能である



本人の有効な advance directives(事前指示)がある場合

→尊重することが原則

B.患者に意思確認が 可能でない



家族らが本人の意思や希望を忖度する。医療チームは家族らに総意としての意思を確認し、対応する

※診療録に説明内容や同意の過程を正確に記載し、保管

延命措置を中止する方法についての選択肢

すでに装着した生命維持装置や投与中の薬 剤などへの対応

- A.現在の治療を維持する (新たな治療は差し控える)
- B.現在の治療を減量する (すべて減量か一部を減量、あるいは終了)
- C.現在の治療を終了する(全てを終了する)
- D.上記の何れかを条件付きで選択する

救急・集中治療における終末期医療 に関する診療録記載について

- 1) 医学的な検討とその説明
 - □終末期であることが明記、□家族らとその範囲を記載
- 2) 患者本人の意思
 - □患者本人の意思表示(advance directive)の有無について確認し記載
- 3)終末期への対応
 - □患者本人の意思または advance directives の内容を記載
 - □家族らの意思について記載
 - □取り得る選択肢をあげている
- 4) 状況の変化とその対応
 - □上記の変更について記載
- 5) 治療および方針決定のプロセス
 - □いわゆる 5W1H (いつ、どこで、誰が、何故、何を、どのように)を記載

亜急性型

終末期医療の決定プロセスのガイドライン厚生労働省2007年5月

- 終末期医療及びケアの在り方
 - ①適切な情報提供と説明→患者本人の決定
 - ②医学的妥当性と適切性
 - ③痛みの緩和と十分なケア
- 終末期医療及びケアの方針の決定手続
 - ①患者の意思
 - ②患者にとって最善の治療方針

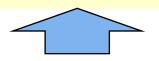
日本学術会議臨床医学委員会「終末期医療のあり方」

- 終末期医療に関する医療従事者の教育・研修の充実、 苦痛緩和や精神的ケアに重点をおいた終末期医療の 供給体制の整備等が極めて重要。
- 延命治療の中止の条件を定めることよりも、亜急性型終 末期医療全般の質の向上、格差の是正を強く求めることこそが重要であり、迂遠に見えるが本来の終末期医 療のあるべき姿と考える。

慢性型

問題の所在~現場

- 施設の医師から、高齢者A(90歳)が経口摂取が困難となったので、胃ろうをつけるよう求められたが?
- ○Aの家族は,延命治療を望まない。
- 胃ろうをつけないのであれば施設で介護できないと 伝えられた(単なる医師側の決定の伝達)。
- ○家族はやむを得ず, 胃ろうをつける同意をした。



AHNを施行しない選択肢を提示し、医学的証拠と 自らの経験に基づいた説明を十分に行うべき。 高齢者ケアの意思決定プロセスに関するガイドライン人工的水分・栄養補給の導入を中心として,

2011年12月4日 日本老年医学会

- (1) ガイドライン
- ① 医療・介護における意思決定プロセス
- ②いのちについてどう考えるか
- ③AHN導入に関する 意思決定プロセスにおける留意点
- (2) 意思決定プロセスと関係者
- (3) 延命医療の差し控え・中止と情報共有

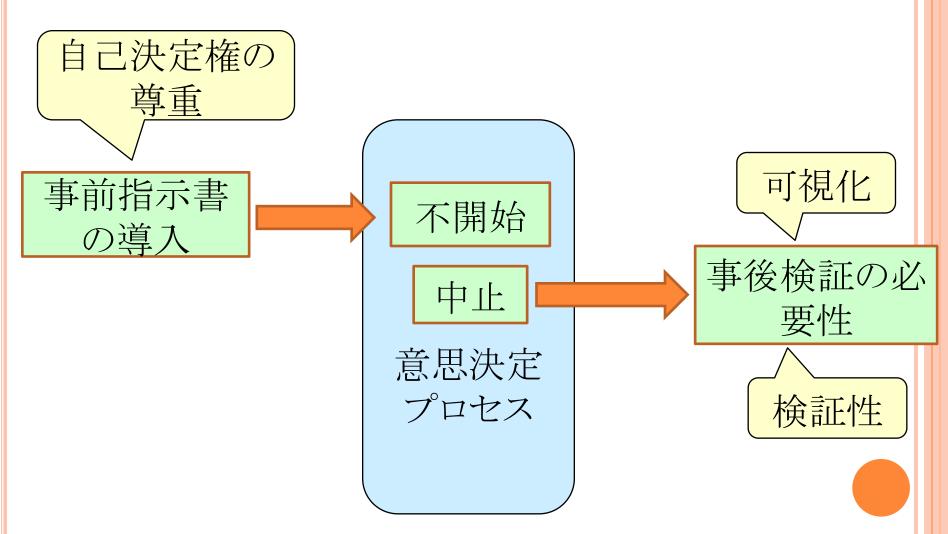
- (1) ガイドライン
- ①医療・介護における意思決定プロセス

ガイドライン(改訂版より)

- 医療・介護従事者は,
- 患者本人およびその家族や 代理人とのコミュニケーションを通じて,
- ケア(医療・介護)に関わる (当事者)が共に納得できる 合意形成とそれに基づく選 択・決定を目指す。

- ○「代理人」は、法定後見人、 任意後見人などを含む。
- 医療・療養上の決定についての付託を本人から受けていない場合,参加しなければならないというわけではない。
 - ※ 本人の自己決定権を確保する手続を前提とすべき。 本ガイドラインは、医療介護 従事者からの視点から作成されたものにすぎない

AHN導入の不開始・中止行為 ~意思決定プロセスの事前と事後



② いのちについてどう考えるか

生命それ自体を尊重する価値観一分一秒延命させる医の論理



できるだけ患者の生命・肉体の機能を維持すべき

患者に対し肉体的・精神的 苦痛の大きい治療はせず自 然のまま死を迎えるべき



生命の質を尊重する立場過剰医療と考える立場

「本人の人生の物語りをより豊かにする」

- ③ AHN導入に関する意思決定プロセスにおける留意点
 - ガイドライン(改訂版より)
- AHN導入および導入後の撤退を めぐって,候補となる選択肢を挙 げて,公平に比較検討し,
- 本人・家族を中心に、医療ケア チーム、介護チーム等関係者が共 に納得して合意できる点を求めて、 コミュニケーションを続け、
- 医学的に妥当であり得ることは当然のことながら、なにより本人の意向と人生にとっての益・害を考え、家族への影響や可能な生活環境の設定等をも併せ考えて、
- ●個々の事例ごとに最善の選択肢を 見出す。

※医療現場では、AHN導入にあたり、本人・家族への情報提供の仕方は、「胃ろうをしましよう」「胃ろうにしますか、どうしますか」である。

問題は, 医療介護従事者が 説明責任すら果たしていない。

※AHN導入・中止の根拠を明確に説明し理解を得、情報共有に至ったか!

本人の尊厳を考慮したか?

(2) 意思決定プロセス

権力的

自由放任

医師の決定



高齢者家族 の決定

医療·介護関係者 高齢者本人 家族

民主的決定

関係者がストレスをもたない

快適に老いる

関係者の思惑

医師

一分一秒を生きながらえさせる使命 インフォームドコンセント

施設

人的制約 一経口摂取と いう介護困難 安全管理 高齢者の 自己決定権 =事前指示

家族

延命による 物心両面 に渡る過大 な負担

国民全体の医療経済上の効率性

(3) 延命医療の差し控え・中止

- ①医学的問題
 - →治療の無益性・末期である
- ②倫理的問題
 - →患者本人の意思;自己決定・告知 家族の意思;代理判断 手続き的公正性
- ③法的問題
 - →医療者の免責
- 4社会的問題
 - →国民のコンセンサス
- ⑤情報共有



2. (3) 後見開始時の財産管理

後見人選任審判の確定後1ヶ月以内(審判後6週間以内)、家庭裁判所に提出

財産目録作成(民法853条1項)

本人の資産(不動産、預貯金、株式、保険金、現金) 負債(住宅ローン、その他借金)

収支予定表作成(民法861条)

本人の収入(給与、不動産賃借料、年金)

本人の、場合によっては配偶者や子も含めた生活費 医療費、施設料、公共料金

2. (4) 後見継続中の財産管理

- ○第1回報告の後、成年後見人は本人の財産を管理する。
- (A) 透明性の確保
 - ・分別・・・財産管理にあたって、本人の財産を成年後見人自身の財産や、第三者の財産(本人の家族の財産含む)と 分別して管理する
 - •記録・・・金銭出納簿に財産の管理状況を逐一記録
 - ・資料保管・・・領収書等を保管しておく

(B)安全性と確実性

本人の利益にかなうよう、安全かつ確実に管理する 親族などの第三者に贈与・貸し付けを行うことも原則として 認められない。

※相続税対策のための贈与も本人の利益にかなうものではない

3. 家庭裁判所への報告事務

- ① 家庭裁判所への報告
 - ・年1回の定期報告
 - 判断に悩むことは随時相談報告
 - ② 後見事務費用 (実費)の請求
 - ・後見人が後見の事務を行うために必要な費用は、 被後見人の財産の中から支弁する (民法861条Ⅱ)。
 - ③ 報酬請求
 - ・定期報告(1年に1回)とともに手続をとる。

3. (1)後見等に関する費用及び報酬

①経費

本人の財産から支出することができる。 本人との面会・金融機関への交通費、コピー代、通 信費等

②報酬

後見人等はその事務の内容に応じて本人の財産から報酬を取得できる

報酬を得るには、家庭裁判所へ報酬付与の申立をする必要がある

■家庭裁判所

報酬を付与するか、また付与する場合にはその額を 決定する(民法862条)、なお、**報酬は、後払い**で ある(同法648条)

3. (2)後見終了時の財産管理

成年後見人としての役割が終了した場合

2ヶ月以内

- ①最終的な財産目録作成(民法870条)
- ②相続人へ報告
- ③相続人等の適切な者に財産を引き継ぎ
- ④家庭裁判所に後見事務終了の報告

4. 代理権に対する制限(1)居住用不動産の処分

成年後見人が、本人の居住用不動産(本人が現に居住している住居とその敷地だけではなく、将来本人が居住する可能性のある住居とその敷地も含まれる)について、

売却、賃貸、賃貸借の解除、増改築、抵当権の設定などを 行う場合には、家庭裁判所の許可を得なくてはならない (民859条の3)

- ◇ 家庭裁判所の許可を得ずに、本人の居住用不動産を処分した場合はその行為は無効になる。
- ◇ 保佐人および補助人についても同様 (同法876条の5第2項、876条の10第1項)

4. 代理権に対する制限

(2)利益相反行為

利益相反行為にあたるかの判断

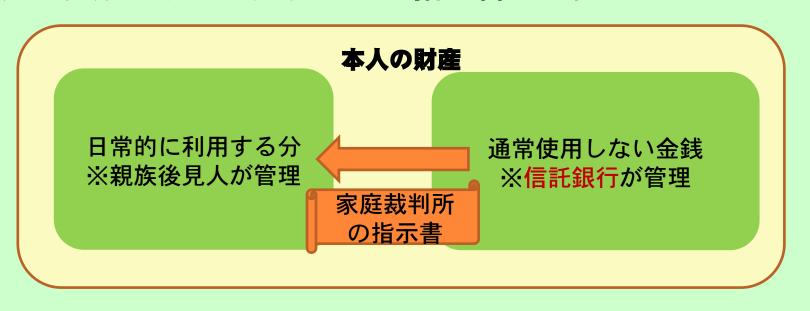
- ①外形的、客観的
- ②一方の利益が他方の不利益になるという関係にある
- ③形式的に判断される

利益相反行為に当たると判断される場合、成年後見人では なく、家庭裁判所が選任する**特別代理人**が、本人のために 代理権を行使する。

*本人と後見人が共同相続人の場合の遺産分割協議。

5. 後見制度支援信託

後見制度支援信託とは、本人の財産のうち、日常的に利用するのに十分な金銭については預貯金等として親族後見人が管理し、それ以外の通常使用しない金銭については信託財産として信託銀行等に信託する(信託銀行が管理する)しくみ信託財産を払い戻したり、信託契約を解約したりするためには、家庭裁判所から発行される**指示書**が必要となる

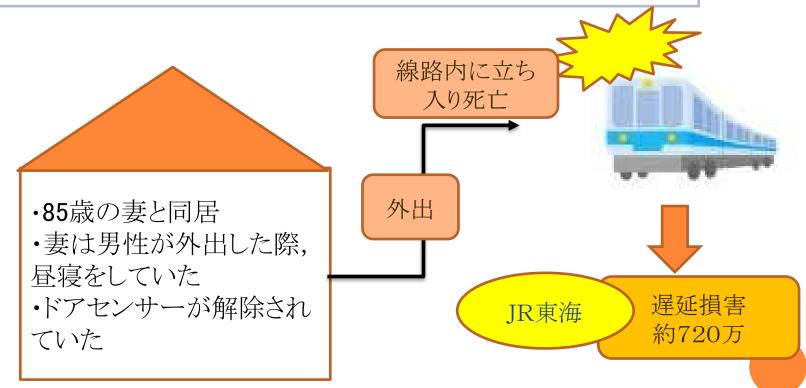


6. 死後事務

- ①応急の必要がある場合・・・民法874,654
- 整理、清算の目的の限度で、
- 相続財産の管理権限も残存する。
- ②遺体引き取り義務なし。
- ○③報酬の受領も、清算目的ゆえ、受領可。
- ④相続財産の引き渡し先は、相続人。
- 争いある場合には、相続財産管理人の選任を含め、
- 必要な処分を、家裁に求める。

7. 監督義務者の責任(民法714条) ~後見人は法定監督義務者だが・・・

認知症の男性が電車にはねられ 遺族に720万円の損害賠償が認められた 名古屋地裁平成25年8月9日判決 ※名古屋高裁平成26年4月24日判決





第4. 任意後見

59

本人が契約締結に必要な判断能力を有している間に,将来自己の判断能力が不十分になったとき,

後見事務の内容と後見する人(任意後見人)を,自ら事前の契約(公正証書)によって決めておく制度。

将来判断能力が不十分になっても,最後まで 自分らしく生きるために,「事前に老後に備 えたい」と考える

高齢者のニーズに応える制度。

任意後見が高齢者の尊厳(自己決定)に資する!

任意後見

任意後見人には任意後見契約で定められた<u>代理権</u> のみが与えられる(任意後見契約2条1号参照)

任意後見開始までの手続き

契約準備



任意後見契約



<判断能力の低下>



任意後見監督人選任の申立て



本人調查



任意後見監督人選任の審判



任意後見の開始

代理権の範囲決定

公正証書で契約・公証人の嘱託により登記される

少なくとも補助要件該当程度以上の判断能力低下

申立人:本人,配偶者,四親等内の親族,任意後見 受任者

※本人以外の申立の場合, あらかじめ本人の同意 が必要

申立内容について本人の同意確認(調査官)

任意後見契約の実情

(1)登記件数 平成12年~平成25年12月までの累計

約4万3000件

(2)任意後見の利用者数

1,990件

(3)平成25年度中に

任意後見監督人が選任され後見開始 716件

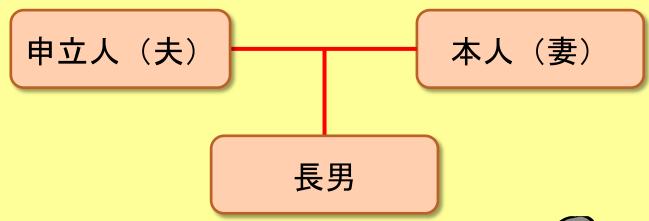
※ ドイツでは、 現在130万人が登録。 そのうち20万人が任意後見人として 活動中。







~老々世帯~



- 本人は、重度の認知症(要介護4)
- 夫による在宅介護を受けてきた。
- 夫の入院を機に在宅介護困難
- ・長男は長らく疎遠状態



申立の経緯

- ・民生委員より地域包括に連絡があり、自宅を訪問。 訪問時は夫が在宅介護。本人は歩行困難。外出には車 イスが必要
- ・自宅はゴミで煩雑。本人も長らく入浴しておらず不衛生な 状態。呼びかけには明確な反応なし。
- ・金銭管理は全て夫が行っている。
- 夫は、自ら在宅介護を希望し、支援を拒否。
- ・夫が入院し、妻の在宅介護は困難。
- 地域包括から相談を受け、夫に成年後見制度を説明。
- ・ 夫を申立人として、 妻の成年後見申立を代理
- ・家裁から成年後見人に就任
- ※ 夫が成年後見開始の審判係属中に急逝
 - ⇒①受継の申立て
 - ②相続の発生(遺産分割)
- ※ 市民後見人の検討

収入・資産の状況(申立時)

- 国民年金 老齢基礎年金 約3万5000円(月額)
- 預貯金
 - ①ゆうちょ銀行 約200万円
 - ②群馬銀行 高崎東支店 不明(キャッシュカードのみ)
- ・不動産 なし 自宅は借家
- 保険等、その他の資産 不明
- 負債 不明
- ・定期的な支出 施設費・医療費・薬代等

成年後見人就任後の主な活動

- ・財産の調査
 - ⇒各金融機関に成年後見の届出・現存照会 郵便物のチェック(生命保険加入の事実が判明) 保険金請求
- ・施設との入所契約・介護サービスの契約
 - ⇒本人は、夫と同じ施設に入所。施設が事実上受け入れ。 本人は判断能力がないため、本人との契約できない。 家族が代わりに契約することもできない。
- 未払いの施設費・夫の葬儀費用などを清算
- ・借家の明け渡し
 - ⇒賃貸借契約の解除(家裁の許可) 家主と交渉し、滞納家賃を免除 家財道具やゴミの撤去(業者に依頼)
- 遺族厚生年金の変更手続
- 遺産分割協議



第5 事例2 (成年後見人の役割)

~独居世帯(ゴミ屋敷)~

申立人(兄)
本人(妹)

- 本人には子どもなし。夫は10数年前に他界。
- 長らく借家で1人暮らし。
- ・唯一の親族は、遠くに住む兄
- 兄も高齢で最近とみに体力が衰えてきた。
- ・本人の家は、近所でも有名な『ゴミ屋敷』
- ライフラインが停止
- ☆ 本人が特養ホームへの入所に頑強に抵抗。



成年後見人の役割

- 本人のために財産管理や身上監護など必要な支援を行う。
- 本人にとって最適な高齢者施設と入所契約を締結。
 - ⇒衛生的で快適な生活の実現
- ・清掃業者に依頼し、『ゴミ屋敷』のゴミの片付け
 - ⇒自治体によっては、ゴミ屋敷対策で、撤去費用を肩代わりするところもあるが・・・。
- 単身高齢者の「孤立死」の防止
 - ⇒「孤立死」が発生した場合の社会的コストの出費は 解消

居所指定の問題

客観的にみて入所や入院が本人の生活の質の向上につながる様な状況であっても、利用者が抵抗した場合、 入所や入院を強行する権限(居所指定権)を成年後見 人はもっていない。

人格権侵害による損害賠償責任が生じる可能性がない とも言い切れない。この問題は立法担当官が想定して いた「本人の意思に反する強制」がいったいどこまで の状況を指すのかという疑問とも関連する。

居所の変更にあたっては、可能な限り利用者にそのメリットを理解してもらい、その同意を取り付けたうえで行うという姿勢が大切である。

※ 障害者権利条約12条及び14条。



第6 「市民後見人」

- → 認知症の高齢者や知的障がい者ら、判断能力が不十分な成年者を保護するため、地域の一般市民が本人に代わって、介護保険契約の締結などを行うこと。
- 「市民」つまり、
 - ① 地域社会で生活する住民,
 - ② その生活の中から物事を考え,
 - ③ 地域の人たちと関係を築き、
 - ④ 共に地域で暮らしていく人たち、を養成する。
- 市民後見人の素養は、地域社会での生活の延長線上で、 高齢者の立場(尊厳)に立って、その人の生活を支援するために何が最善なのかを考えることのできることである。

老人福祉法第32条の2

(審判の請求)

第三十二条 市町村長は、六十五歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七条、・・・・・ 第八百七十六条の四項等に規定する審判の請求をすることができる。

(後見等に係る体制の整備等)

第二十三条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助(以下「後見等」という。)の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施 関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

高崎市市民後見人養成講座とその後の流れ(第1期)

目にち	内容
→	172名の応募(オリエンテーション)
月 9 月	50名に絞る(基礎講座11回)
2013年1 月	30名に絞る(実践講座11回)
3月	27名を市民後見人候補者及び法人後見支援登録者とする。
5月	フォローアップ研修(第1回)
7 月	フォローアップ研修(第2回、その後も2ヶ月に1回)
8月	市民後見人推薦
9月	リーダー方針会議,フォローアップ研修(第3回)

市民後見人養成講座とは

身近な市民という立場から、地域貢献の一環として活動する「市民後見人」の養成

高崎市における「市民後見人」を養成するため、地域において独自に開講するもの

地域における養成とともに、その支援も地域の専門職が担当する。

~市民後見人として期待される方~

- 1. 認知症高齢者(<mark>尊厳</mark>) や障害者の理解ができている方
- 2. 福祉サービスの概要を理解している方
- 3. 権利擁護をよく理解し、倫理観の高い方
- 4. 成年後見制度の理念から後見事務まで理解している方
- 5. 高崎市民で、「社会貢献・地域貢献」として、 活動してくれる方

市民後見人養成の流れ

- ①養成講座受講者募集
- ②基本講座受講
- ③終了後,専門研修受講意思確認



○ ⑤登録者選考委員会を経て、バンク登録

市民後見人養成基本講座 (例)

科目	内容
1市民後見について	市民後見人の役割・地域福祉・権利擁護の理念
2成年後見制度	法の理念と制度内容,後見事務について
3高齢者問題	群馬県における人権問題など
4法定後見の申立の流れ	申立から後見等開始までの流れ
5福祉サービスと社会資源	関連福祉サービス,関係機関との連携
6対象者の理解	認知症, 知的障害, 精神障害についての理解
7後見人の職務(1)	身上監護, 財産管理等具体的な業務
8後見人の職務(2)	後見人から学ぶ(体験に基づく話など)
9まとめ	事例検討(グループワーク)・次期の実務講習

高崎市の講座担当者たち

市担当者

•障害福祉課

•長寿社会課

弁護士

- •小此木清
- •星野啓次
- •板橋俊幸

家裁

- •書記官
- •調査官

大学教授

•金井敏

受講生

50名

社会福祉士

- •内山恵子
- •須田和也

認知症ケア専門士

•福島富和

医師

- •石北敏一
- •梅山知一

司法書士

•清水敏晶

税理士

•高橋正光

講座修了後の取り扱い ~修了者への意思確認~

- ・市民後見人候補者・法人後見支援員 として登録(※希望されない方を除きます。)
- ・講座修了者は、レポート提出。
- 適任と認める方を、市民後見人候補者として推薦する。
- 平成25年度, 高崎市民後見人候補者は27名。
- モチベーション維持のため、フォローアップ研修や相談会

を実施予定。

市民後見人バンク

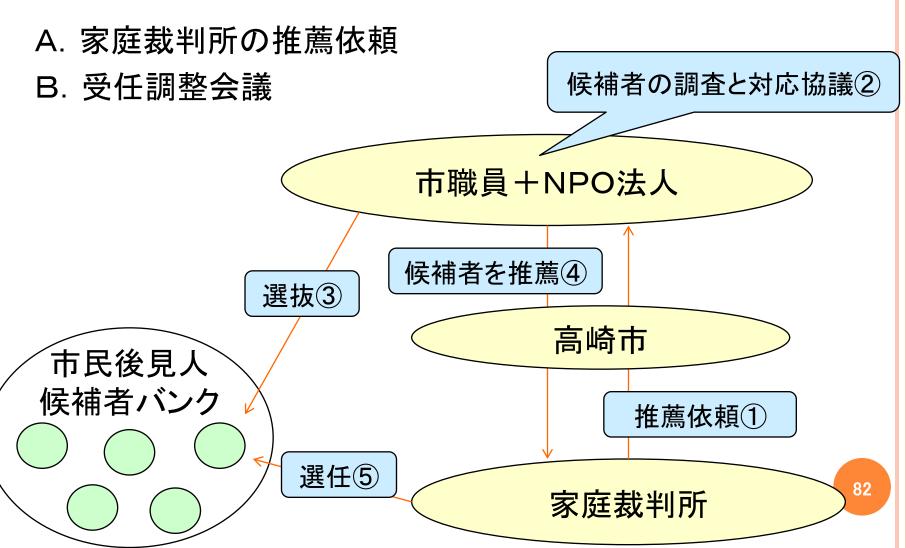
「市民後見人バンクへの登録」

- 養成講座(基礎・実践)修了者の希望者を登録。「登録者の活動」
- ①研修(地域における実務講習)
- ②事例報告·検討会
- ③専門職からの助言
- ④事例発表会と登録者・受任者との間での 後見活動に対する意見や質問

「登録者選考委員会が登録者から市民後見人候補者の適格性を判断。」

(市職員, 弁護士, 司法書士, 社会福祉士)

市民後見人の選任



市民後見人受任調整の基準

ア 受任可能な事案

- ①複雑な法律関係や紛争が絡まない
- ②本人の家族や親族等、本人を養護する者の存在がない

イ 受任不適切事案

- ①本人に対する家族や養護者からの虐待や 第三者の権利侵害などの対応が予定されている
- ②家族, 親族同士が係争関係
- ③多額の財産管理や不動産収入等の管理が予定されている
- ④不動産等の処分が予定されている
- ⑤相続手続等,専門的な知識を要する法律行為が 予定されている,など

被後見人と市民後見人

- ○被後見人と市民後見人とのマッチングを如何に図るか?
- ○年齢は、同年代。
- 性別は、原則同性。
- ○居住距離は、近くもなく遠くもなく。
- 施設との利害はなし。
- ○市民後見人の経歴から、被後見人が必要する知識・経験を有しているか否かを判断。

受任調整会議

- 市民後見人登録者名簿を家裁に渡している。
- 運営会議(弁護士,司法書士,社会福祉士,市職員)において,登録者の中から事案に最も適切な候補者を推薦する。
- 高崎市における候補者推薦が有効である理由は、運営会議 メンバーが候補者と7ヶ月間にわたり、後見講座を共有し、顔 と顔が一致している点にある。

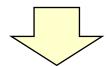
市民後見人の活動支援

- 1. 選任直後の活動への支援
 - ① 財産目録の作成等
 - ② 家庭裁判所への報告



専門職の相談・サポート

2. 後見活動へのリスクの対応 ~損害賠償責任保険~



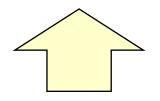
市民後見人になることへの不安や迷い、怖さを解消

*タンデム方式



専門職後見人と市民後見人を組み合わせ、経験を積んだ後に、専門職が離脱する方法

「メリット」



①市民後見人のOJT (オンザジョブトレーニング)



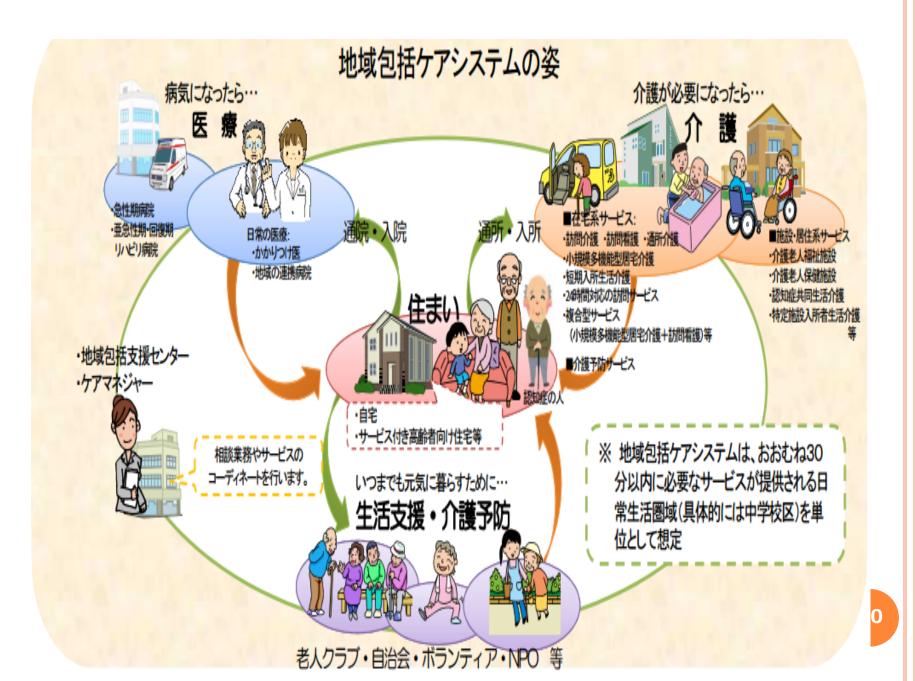
- ②市民後見人の 職務初期段階における負担の軽減
- ③専門職後見人の導入機能



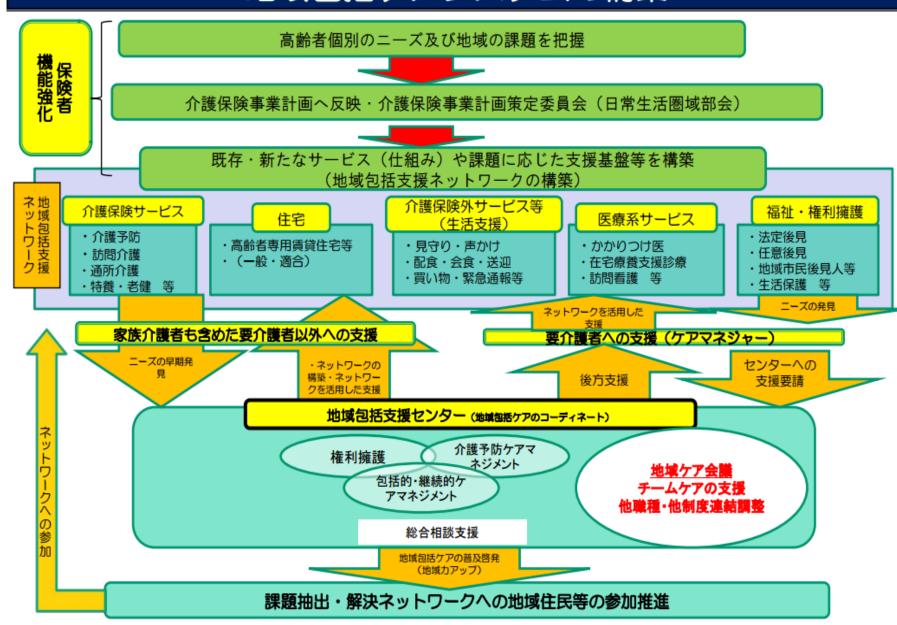
第7 地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する 町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。

地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。



地域包括ケアシステムの構築



人的連携の視点(住まいの確保前提に)

医療・介護等連携

管理栄養士

介護支援専門員

保健師

PT • OT • ST

歯科衛生士

医 療

医 歯 薬 看師 科 前 医師師

介護

地域生活支援サービス

商工会 社協 生協 上SA等 宅建主任等 ミューマープー マーフンティア オランティア その他多数

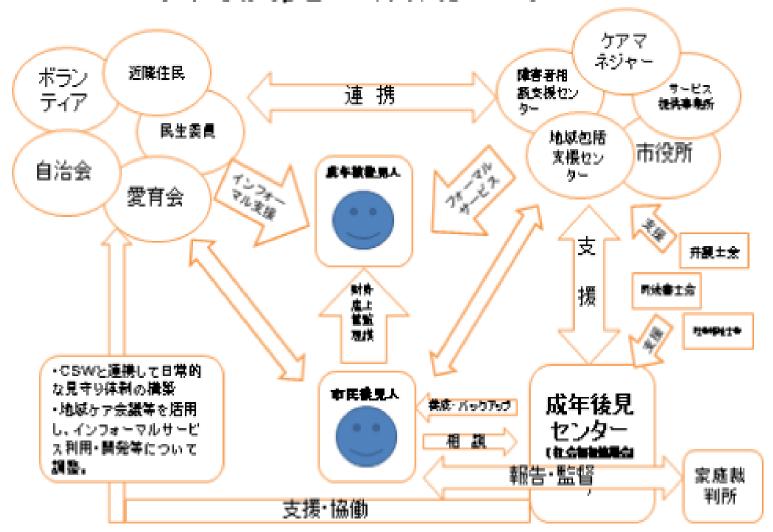
福祉•権利擁護 等

弁護士 司法書士 補助人 補佐人 大一スワーカー 大生委員 民生委員

地域包括支援センターと社会福祉協議会の協働による市民後見人養成 (南アルプス市)

- 〇 ボランティア活動等に熱心で社会貢献の意欲や倫理観が高い一般市民の中から成年後見制度に関心ある市民を把握し、市民後見人として活動できるよう研修等を市・地域包括支援センターと社会福祉協議会が協働で実施。
- 〇 平成22年度は市民向け普及啓発研修、平成23年度は基礎研修を実施し、24年度は ステップアップ研修を実施。
 - ⇒15名の市民後見人の希望者が把握された。
- 〇 平成25年に社会福祉協議会が成年後見センターを設置。
 - ⇒本格的な市民後見人養成に向けて平成26年度に市民後見人養成事業委託を予定。

市民後見人活動のイメージ



★ 弁護士法人龍馬 おこのぎ法律事務所

〒370-0828 高崎市宮元町292番地ザ・グランクーブス1階

電話:027-325-0022 FAX:027-325-2210





★ 弁護士法人龍馬 ぐんま事務所

〒370-3511 高崎市金古町1221番地

電話:027-372-9119 FAX:027-372-2210





